

資料7

老人福祉法に基づく居宅生活支援事業等の届出について

老人福祉法上のサービス名		介護保険法上のサービス名	老人福祉法に基づく居宅生活支援事業等の届出		
			新規	変更	休止・廃止
老人居宅生活支援事業 ※「事業」	老人居宅介護等事業	訪問介護	老人居宅生活支援事業開始届 (第1号様式)	老人居宅生活支援事業変更届 (第1号様式の2)	老人居宅生活支援事業廃止(休止)届 (第1号様式の3)
	老人デイサービス事業	通所介護<基本設備が特養等他の施設と共用する場合>			
	老人短期入所事業	短期入所生活介護(予防)<基本設備が空床利用型など特養等他の施設共用する場合>			
老人福祉施設 ※「施設」	老人デイサービスセンター	通所介護<単独>	老人デイサービスセンター等設置届 (第2号様式)	老人デイサービスセンター等事業変更届 (第2号様式の2)	老人デイサービスセンター等廃止(休止)届 (第2号様式の3)
	老人短期入所施設	短期入所生活介護(予防)<単独>			

※通所介護、短期入所生活介護について、「事業」に該当する場合は、「老人居宅生活支援事業〇〇届」を提出すればよく、「老人デイサービスセンター等〇〇届」を提出する必要はない(逆も同様です。)

老人居宅生活支援事業等変更届出事項

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 職員の定数及び職務の内容
- 五 主な職員の氏名及び経歴
- 六 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)
- 七 老人デイサービス事業、老人短期入所事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員(老人デイサービス事業に係るものを除く。)
- 八 事業開始の予定年月日

老人デイサービスセンター等事業変更届出事項

- 一 施設の名称、種類及び所在地
- 二 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 三 職員の定数及び職務の内容
- 四 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 五 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)
- 六 老人短期入所施設にあつては、その入所定員
- 七 事業開始の予定年月日